

公立大学法人静岡文化芸術大学内部監査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の運營業務及び予算の執行並びに会計の適正を期するため、公立大学法人静岡文化芸術大学（以下「法人」という。）における内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査の目的)

第2条 監査は、法人の適正かつ効率的な業務執行の確保と健全な運営に資することを目的とする。

(監査の実施)

第3条 監査は、監査室が所掌し、理事長が指名した者（以下「監査員」という。）が実施する。

- 2 理事長は、前項の監査員のほか、必要と認めるときは、他の職員に監査を補助させることができる。
- 3 監査の実施に当たっては、独立性を確保するものとする。

(監査員の権限)

第4条 監査員は、監査を実施するに当たり、監査の対象部門の職員に対して関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めることができる。

(監査の対象部門の遵守義務)

第5条 監査の対象部門の職員は、円滑かつ効果的に監査が実施できるよう協力しなければならない。

(監査員の遵守義務)

第6条 監査員は、事実に基づき公正不偏に監査を実施しなければならない。

- 2 監査員は、職務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏洩してはならない。
- 3 監査員は、監査を実施するに当たり、監査の対象部門の業務の処理方法等について、直接指示又は命令をしてはならない。

(他の監査機関との関係)

第7条 監査員は、監事及び会計監査人と十分な調整を図り、監査を実施するものとする。

(監査計画)

第8条 監査室長は、毎事業年度の初めに監査年度計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。

(監査の通知)

第9条 監査室長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部門の長に文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。

(監査結果に基づく意見交換)

第10条 監査員は、監査結果の説明及び問題点等の確認のため、監査の対象部門との意見交換を行う。

(監査の実施報告)

第11条 監査室長は、監査を終了したときは、監査実施報告書を作成し、理事長に報告する。ただし、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。

(監査結果の通知及び改善の措置)

第12条 理事長は、実施した監査結果について、監査の対象部門の長に文書により通知する。

- 2 前項の場合において、指摘事項に係る是正改善の措置を講じる必要があると認めるときは、併せて通知する。
- 3 前項の通知を受けた監査の対象部門の長は、措置状況を理事長に文書により回答しなければならない。
- 4 理事長は、前項の回答に基づき当該措置の実施状況の確認を行う。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年7月13日から施行する。